

平成27年(ハ)第788号損害賠償等請求事件

原 告 宮 部 龍 彦

被 告 トレンドマイクロ株式会社

上記代表者代表取締役 エ バ ・ チ ェ ン

上 申 書

平成27年12月1日

相模原簡易裁判所民事 A 係 御中

原 告 宮 部 龍 彦

頭書事件につき、訴状「請求の趣旨」2, 3について、訴額の算定根拠となる、インターネット上でのプレスリリースの掲載費用に係る資料を別紙のとおり提出します。

それぞれソーシャルワイヤー株式会社、株式会社 PR TIMES、株式会社バリュープレスによるもので、メディア各社に周知する費用の最低額が3万円からとなっているため、自社ブログ掲載および会社プレスリリースの費用として3万円と算定しました。

以上